

平成 24 年度の送検状況

1 業種別及び事件の態様別の件数

業種	死亡災害及び重篤な災害の発生	企業の倒産等に 伴う賃金不払	告訴・告発等	計
製造業	7	4	0	11
建設業	12	2	2	16
その他	2	1	1	4
計	21	7	3	31

2 主な送検事例

違反条文	事件の概要
安衛法第 21 条 (労働安全衛生規則 第 519 条)	建物の改築工事現場において、労働者に高さ 3 メートルを超える鉄骨上で塗装作業を行わせるにあたり、墜落防止のための手すり等を設けなかったもの(塗装作業中の労働者が地面に墜落し死亡する労働災害が発生した)
安衛法第 20 条 (労働安全衛生規則 第 131 条)	工場において、労働者にプレス機械を用いた作業をさせるに当たり、プレス機械の性能に応じた安全装置を取り付けていなかったもの(作業を行っていた労働者がプレス機械に挟まれ、手の指を失う労働災害が発生した)
安衛法第 100 条 (労働安全衛生規則 第 97 条)	工場内の設備工事において発生した労働災害について、他の工事現場において発生したとする虚偽の労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出したもの(テーブルリフトの撤去作業を行っていた労働者が下降してきたテーブルリフトに挟まれ、足の指を失う労働災害が発生した)
最低賃金法第 4 条	クリーニング業を営む事業主が、労働者 39 名に対し、平成 23 年 11 月から平成 24 年 2 月分までの賃金、総額 628 万円を所定支払日に支払わず、もって、埼玉県最低賃金以上の賃金を支払っていないもの